

さいたま市告示第551号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療（育成医療、更生医療）を担当させる機関として次のものを指定したので告示する。

令和8年3月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医療機関

- ・ 別紙のとおり

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

(別紙)

指定した医療機関

指定医療機関名	住所	医療の種別	担当する医療	主たる医師等	指定年月日
柏薬局	さいたま市中央区下落合 1049	育成医療・ 更生医療	薬局	柏 敏子	令和8年4月1日
ウエサカ薬局 指扇店	さいたま市西区 大字指扇 1223-2	育成医療・ 更生医療	薬局	大崎 俊介	令和8年4月1日
訪問看護ステーションあやめ浦和	さいたま市南区大字 大谷口817-1 ブランドール内山 203	育成医療・ 更生医療	訪問看護	—	令和8年4月1日
がじゅまる訪問看護ステーション	さいたま市緑区大字 中尾365-1 2F	育成医療・ 更生医療	訪問看護	—	令和8年4月1日
しりうす訪問看護ステーション大宮	さいたま市大宮区東 町2-136-5 BAUHAUS大宮 A号室	育成医療・ 更生医療	訪問看護	—	令和8年4月1日